

農地の権利取得に係る別段の面積（下限面積）について

令和3年3月22日開催の九戸村農業委員会総会において、次のとおり決定しました。

地域	別段の面積（下限面積）	理由
村内全域	10 アール	遊休農地対策として、新規就農者等の受け入れにより農地の有効利用を図るため。

※ 令和3年4月1日から施行します。平成30年4月1日から10アールとなっていますので、令和3年度も引き続き10アールとするものです。